

議案第 9 号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部改正について

公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第 1 条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第 2 条第 1 項第 3 号中「財団法人市川市文化振興財団」の次に「(昭和 60 年 2 月 27 日に財団法人市川市文化会館という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同項第 4 号中「財団法人市川市緑の基金」の次に「(昭和 61 年 10 月 21 日に財団法人市川市緑の基金という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同項第 5 号中「財団法人市川市福祉公社」の次に「(平成 8 年 3 月 25 日に財団法人市川市福祉公社という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同項第 6 号中「財団法人千葉県建設技術センター」の次に「(平

成 6 年 4 月 1 日に財団法人千葉県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 6 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「一に」を「いずれかに」に、「当該各号に定める」を「その」に改め、同条第 2 号中「第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)第 5 6 条」を「第 2 6 0 条の 9 」に改め、同条第 3 号中「第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 5 7 条」を「第 2 6 0 条の 1 0 」に改め、同条第 4 号中「第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 7 4 条又は第 7 5 条」を「第 2 6 0 条の 2 4 又は第 2 6 0 条の 2 5 」に改める。

第 6 条第 4 号及び第 8 条第 1 項第 2 号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 2 号中「第 2 6 0 条の 2 第 1 5 項において準用する民法第 6 8 条(同条第 1 項第 2 号を除く。)」を「第 2 6 0 条の 2 0 」に改める。

(市川市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第 3 条 市川市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 1 2 年条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)第 3 4 条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、「又は寄附行為」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

(市川市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 3 条の規定による改正後の市川市墓地等の経営の許可等に関する条例第

7条第1項第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

理 由

公益法人制度改革を行うため「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により民法等が改正されたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。